

特許隊 岡嶋利書以下十二名、弁護書 十二月六日(金) 近州

林道法會議を判案テ、和蘭軍會局 特別ニ統慮ヨリ、被告 岡嶋利書以下

十二名が日本人弁護人の選定ヒソク弁護ヲ受ケル機會ヲ与ヘテ、事ヲ被告

辯代ニ當リ感謝致シ、

只今被告等ニ関スル検査殿、論告ヲ詳細ニ拝覽致シ、而シテ本弁護人

被告犯罪事實ニ認定ニ関シ、若干見解ヲ異ニ致シ、以下之ヲ開陳シ

判官各毎、御清斷ヲ俾テ、ト存セ、

(一) 被告 岡嶋利書ニ関スル事實ニテモ、

(A) 被告 岡嶋利書ニテモ、被告者ヲ不當ニ逮捕シテ、命ジタル事實アリ、テアリマス、即チ

被告其手記ニ於テ詳述セ、如ク、日本人ヲ滅滅セントスル陰謀計重ヲ探知シタル

時、吏ニ關係者、動行、慎重ニ監視シ、愈々陰謀が明瞭ニト認定シタル後、始チ

其關係者中、小大號分子ト看做サル人物ヲ嚴選シテ、其逮捕ヲ命ジラセリ、

唯 第一、被告者、自白ニ事實、又、人名ニ甚キ輕シキ判斷、下テ逮捕ヲ命ジ、

第二、從テ、被告者中ニ一部、傍問ニテタル者アリ、トモモ、其事實、自白ニ、

キ、逮捕、證據、ト斷定、スルニ、トハ、從來、ナシ、テ、アリマス、

(B) 特許隊、陰謀事件、容疑者ヲ取調ブルニ、當リ、取初メ、指問ヲ行テ、意圖ナク、

從テ、器具、ト同意モ、無カ、リ、テ、アリマス、即チ、取打ニ、用、ト、ル、ハ、ロ、タ、シ、

棒、ノ、ミ、ニ、シ、テ、雷、電、

昭和二十二年十月四日(火) 近州

受ケテ過キナイテアリマス。從テ陰謀謀殺ヲ拷問ニル不實ノ告白ヲ十断スルコトハ謀ヲアルト信ズルニテアリマス。勿論被告岡嶋ハ拷問ノ如キ手段ヲ實施スルハ好シ處デハホカワクテアリマスガ、在留日本人ノ生命財產ヲ守リ、且ツ西ホルネオノ全住民ノ平和ヲ生活ヲ擾乱セザルニシテ分子ノ事前ニ掃スル目的ヲ以テ止ム得ズ、斯ル手段ヲ一部容疑者ニ實施スルコトヲ許可スルハ默認シテアリマス。

(D) 陰謀事件關係者ヲ處刑スニ當リテ、被告岡嶋ハ、南滿方面艦隊、法務官河合ト詳細ニ打合せヲシ、且河合自身ノ手ニ依リ容疑者ヲ取調べヲ行ハシメテ、犯罪事實ノ認定ニ誤ラズ期シタル後、改悔情願著キモ、約八十名之ヲ釋放シ、他者ハ艦隊法令ニ根據シテ、死刑執行ヲ部下ニ命ジテアリマス。而シテ被告、軍法會議ニ依リ主謀者、裁判ヲ行フハ事件、實在ヲ證據立ツルケルニ、必要ナルモト信ジ、之ニ根據ラザル處刑ハ不法ナルコトヲ豪モ考ヘ、又河合ヲ、被告、如キ法規關係等ノ智識ヲ有セザル經歷ノ所有者トシテハ當然ノ事デアリマス。

故ニ被告ヲ右ノ事實ニ基キ犯罪者トナスハ、尙ニ残酷ナル處置デアリ、寧ロ口斯ノ如キ經歷ノ所有者ニ司法權ヲ付与シタル者ニコソ、其ノ罪非アリト申スベキデアリマス。

(D) 被告岡嶋ハ強制高圧ニ該當スル犯罪事實ハ無いデアリマス。被告が部下ニ慰安所ヲ用婦人ノ希望者ヲ募集セシメタルハ事實ナルモ、被告がホチチヲテ特設ノ隊ヲ遣隊長タル期間ニ於テハ、希望者ノアノ都度、自ら其等ノ婦人ヲ引見シ、本人等ノ身上並ニ健康ヲ調査シ、且ツ正キ承諾ヲ得タル後、慰安所ニ入所セシメテアリマス。強迫ノ事實ハ全然發見セラレナイデアリマス。而シテ、ケタパンヨリ送ラレタル約二十名ノ婦人ハ、石山有部ニ連行セラレタルモノニハ非ズ、被告、前任者上杉敬明ノ在任當時中谷ヲ連行セシメテ事ハ極メテ明瞭ナル事實デアリマス。此ノ件ニ関シテハ、證人タルリグリアニ、正確ナル御調査ヲ御願ヒ致スル次第デアリマス。

重ニ特警隊ヲ強制的ニ賣淫セシムルコトノ所ハ、居ル支那婦人ヲ以テ考ヘ、本件ハ河合被告、前任者時代ノ事件ナリ、被告岡嶋ハ、全然關係ナイデアリマス。而シテ上杉敬明、隊長時代ヲ通ジテ、特警隊ヲ慰安所用婦人ヲ求ムルコトハ、(1) 過去ニ於テ賣淫ノ經歷者ヲアリコト、(2) 本人ノ承諾アルコト、ヲ基準トシテ居テアリマス。其等ノ婦人、陳述ハ信シ難イデアリマス。而シテ慰安所ニ入りタル婦人ハ、日本人ト同様、食糧、被服、其他ノ生活必需品ヲ無償又極ク低廉ナル價格ニテ配給セラレ、毎月、收入モ百円乃至二百五十円程度ノ金額ヲ受ケ、外出モ束縛ナク、安定セル生活ヲ樂シ、居タルモノデアリマス。中谷ヲ連行セシメ、ケタパンノ婦人達モ中谷ヲオオサシト呼ビテ親シニテ居ト事デアリマス。然レ今日に至リ彼等ハ強制的ニ賣淫セシムルコト申シ立ツルハ、過去ニ於テ日本人ト關係深カラズ、尙カ現在、彼女達ニトリテ死刑デアリ、又ハ恥シフルケル故、故意ニ事實ヲ歪曲シ、強制セラレタリトナスモデアリマス。

(E) マンブウノ處刑ノコトヲ考ヘ、當時既ニハリックパンノ戰場化ニ、第ニ特別根據隊司令官、指揮命令ヲ受ケ、又ハ之ニ報告連絡シ、シテ困難ナル状態ニ陥リ、然モ一方西ホルネオニ對シテモ米空軍ノ來襲ガ激シク、又聯合軍ノ陸海ヨリ攻撃モ接シセル情況ナリテ、西ホルネオモ既ニ戰場化セラレ居テアリマス。現地ノ指揮官タル被告ハ、西ホルネオノ内衛ノ戰鬪行爲トシテ死刑執行ヲ行ツケモアリマス。而シテ自ラ之ヲ執行シタルハ、命令者ガ陣頭ニ立テテ指揮ヲナスハ、日本軍ノ道義ニシテ居ラザルコトニ依リテアリマス。

(F) サカワノ處刑ノコトヲ考ヘ、ダイヤクノ六名ノ死刑執行ニ許可ヲ与タル件ハ、被告ガサカワ、派遣指揮者係佐野ヨリ、サカワノ地区ノ治安情況ニ関シ、詳細ナル報告ヲ受ケ、サカワノ一帯ガ強大ナル勢力ヲ有スルヤク族ヲ敵トシ、戰場化シ居ル事實ヲ認識シ、

現地指揮者先野判断ニ於テダイヤク人等ノ處刑ヲ決シ若作執行動
作ヲ爲シテ死刑ノ執行モ差支テ命ヲ發シテアリテモ從テ被告此ノ行爲ハ
市民志願ノ犯罪ト看做シ難イナリ

(二) 被告 宮嶋 伊東 久世 山本 福澤 鶴見 植 金子 八名ニ関
件ニキテモ同様ニ

(A) 被告等八名ハ何モ下士官アリテ海軍ノ規定ニ依リテ下士官兵タル特
隊員ハ補助員ニ過ギズ獨立セル司法權ヲ察覺シ付テ居ラス比、是、於テハ
陸軍憲兵ト全クノ權能ヲ異ニテ居ルテアリマス、從テ被告等八名ハ獨自ノ
權限ニ於テ事ヲ成ル能ハズ只上官外特警隊ノ連隊長並移敬明ノ命ニ依リテ
行動シテ過キテアリマス

而シテ戰時ニ於ケル上官ノ命令、絶對最高トシテアリ、違反者ハ死刑ノ刑罰ヲ受ケルコト
ナリ、故ニ特警隊員ノ行動ハ自己ノ意志無キ者ノ行動ナリ、若シ上官ノ命令ニ非アリト
スレバ、命令者ノ全責任ヲ取ルベキナリ

而シテ各被告ノ逮捕、取調、輸送並ニ死刑囚ノ輸送、死刑執行ハ各個人ニ對シテ、都度
止テ又上官ノ命令、傳達者ノ命令アリテモ、同一命令ヲ受ケテ、テアリマセンカラ、
八名、被告等ノ連帯責任ヲ負フハ根據ニ乏シキナリ

(B) 被告等八名ノ關係セル陰謀事件ニテ、被告等ハ當時特警隊
幹部ニ非ズ、且ツ自ら取調ニモ當リ居ラザルヲ陰謀事件ノ根本ニ行キ、明確ニ認識シ
有テ得テ立場ニテアリマス、然レテ被告等ハ外部ニ表シテ、事象ニ依リテ、
陰謀事件ノ實在セルト確信シテ、敬愛ノ信念ニテ各自ノ任務ヲ遂行シ、
陰謀事件ノ實在セルト確信シテ、敬愛ノ信念ニテ各自ノ任務ヲ遂行シ、

即チ、(1) 上列ノ陰謀事件ノ概要ヲ聞キ、事件關係者ノ死刑執行ノ命ニシテ、
即チ、(1) 上列ノ陰謀事件ノ概要ヲ聞キ、事件關係者ノ死刑執行ノ命ニシテ、

其任務ヲ遂行シ、(2) 實地檢證、陰謀ノ使用スル武器、
運搬ニ當リテ、及ビ陰謀關係者ノ使用スル無線電信機、
(3) 軍、各被告ノ家宅搜索又、住居、集合場所、
世々二人以上トシテ、特警隊内ニ武装當直ガ置カレタコト、
大砲戰車モ新到者セシト、(6) 警備隊、特警隊ヲ通シテ、
飲料炊事用水、検査ガ嚴重ニ實施セラレタコト、
セコト、(7) 上列隊長ノ外部、宿舍、兵舎内ニ居、
認識ハ牢固シモトナリ、命令ヲ受ケタル都度、
ヲ忠實ニ履行シテアリマス

(C) 被告等八名ハ何モ法理ニ通ゼズ、軍法會議、
知ラズ、且ツ高日法務官ヨリ艦隊法令トシテ布告セラレ、
旨、説明ヲ受ケ居、以テ死刑執行ノ全部ガ合法的
(D) 被告等ハ陰謀事件ノ處理ニ関シ、他、被告ヨリ、
カレタコトヲ判官各位、御注意ヲ煩シテアリマス、
即チ、

被告 山本(女)ハ昭和十九年一月ヨリ五月迄、
トシテ勤務シ、同隊事務、補助ニシテ過シ、
備隊員トシテ、或シテモテアリマス、
而シテ被告山本、新軍ニ參加シ、六月二十日、
被告 福澤健治、鶴見俊二、植義藏、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、

被告 福澤健治、鶴見俊二、植義藏、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、

被告 福澤健治、鶴見俊二、植義藏、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、

被告 福澤健治、鶴見俊二、植義藏、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、

被告 福澤健治、鶴見俊二、植義藏、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、
即チ、臨時使役人トシテ勤務シ、主トシテ、

見復二以外

又ハ警務主任當テルコトアルニ過シモモテ之ヲ發見備隊員ト何ラシテ受テアルモテアリマス。

被告金子安藏モ右三名ト同期間警務隊ヲ特警隊ニ臨時使役人トシテ派遣セラレ外勤
服ニ回シテ各一名ヲ斬首シテ

(三) 被告宮嶋伊東久世 山本金子 障子 坂井 福澤 野尻 小嶋ノ七名
ニ關スル事件ハ前第二項ニ述ベタルト同様ニ條件即チ被告等十名ノ何モ特警隊ニ
機ニ參画セズ 只上官タル岡嶋ノ命令ニ服シ合法的ナル行爲ナリト確信シテ恐ルベキ敵撃
滅スル信念ニ燃テ各自ノ任務ヲ遂行シテ過シキテアリマス。

岡嶋ノ目撃ヲ滅滅シ西本ネオニ獨立國家ヲ建設セトスル支那人ノ陰謀計画ヲ説明
受ケルト共ニ上杉ガ命令ニ服シ同様に非常警戒措置ガ岡嶋ノ命令ニ依リ急遽ニ實施セシテ
コトナリ被告等ハ恐ルベキ陰謀事件ニ在リ確信スルニ至リテアリマス。

而シテ本事件ニ關シモ被告等各個人ニ對シ岡嶋又ハ命令傳達者ヨリ命令ガ授ケレ
各自ガ夫々ノ任務ヲ忠實ニ遂行シテ過シキテアリマス。各個人相互ノ行爲ニシテ被告
等連帶責任ヲ負ハルハ立法ノ趣旨ニ添ハザル處ニ到リ信スルモテアリマス。

又七、被告等ハ本陰謀事件ノ處理ニ關シテハ重要ナル地位ニ在リタル上夫レニシテ被告等
特別官各位ノ御配慮ヲ煩ヒ度イト思フテアリマス。

被告 福澤健治、昭和十九年七月十五日以テ特警隊臨時使役人トシテ解除セラレ居ル以上本件
ニ全然關係ナシ人物トアリマス。

被告 野尻豊 坂井清一 兩名ハ昭和十九年九月十日ヨリ特警隊ニ勤務ノ命セラルモ被告
坂井主トシテ答疑者取調輸送際自動車運轉ニ當リ「スナイドライフ」死刑執行場所
一面警務兵ヲ輸送シテ過シキテ被告野尻同隊庶務ノ助手トシテ内勤ニ當リタルニシテ
同隊勤務者トシテ本莊松井等ト被告同視セラル地位者トアリマス。

被告障子正喜知ハ昭和十九年十月十五日ヨリ二十年二月迄「ケタパン」特警隊ノ庶務カニ
勤務シテ特警隊員トシテ本陰謀事件ノ處理ニ何ラ關係セザルモノトアリマス。

被告山本安一ハ昭和十九年八月ヨリ十月迄「レニカワン」特警隊ノ庶務ニ勤務シ今年十月
ヨリ十二月迄「カブラス」河上流地帯ノ自來事業ノ調査ニ從事シ昭和二十年二月ヨリ終戰迄
「ケタパン」地区海岸警備ヲ任務ニ服シ陰謀事件ノ處理ニ殆ド關係セザルモノトシテカ
人物ト特警隊連帶責任ヲ負ハスハ立法ノ精神ニ添ハザルモノトアリマス。

(四) 特警隊員ニ強制高壓ト認ム事實無キ第一項被告岡嶋ノ關スル項ニ於テ關係ニ處
アリマス。岡嶋若任前駐安竹人婦人ハ主トシテ中谷ガ引見キ本人ノ承諾ヨリ居ラリテアリ
マシテ「ケタパン」婦人ニ名ハ中谷ガ承諾ヲホケル上「ホニチチ」ニ連行シテモテアリマス。口

昭和十八年末期ヨリ昭和十九年初期ニ於テ「レニカワン」陰謀事件ノ答疑者ガ多數檢査セラレ居ル
真空中デアリタルトシテ同ノ勸誘セシタル婦人達ニ對シテ外的情勢ヨリテ特警隊員ニ對シ
得ザル正迫ノ感シタル想像シ得ル所ナレバ「レニカワン」彼等ニ對シテ強ト事實ニ關シテ全然
別個ノ問題トシテ取扱フベシトアリタルトシテ「レニカワン」西セレーニテアリマス。而シテ之等婦人ハ各各集
際ニハ上杉又ハ岡嶋ノ特警隊員中特別個人ニ對シテ命令セラルモノトシテ依リ命令受ケタル
姓名者行動ヲ以テ特警隊員連帶責任ニ歸スルト不當ト信スルモノトアリマス。

(五) 被告小嶋五二ニ關シテ「レニカワン」事件ニシテ被告ガサガオ到着後折々同處
ヨリ同地派遣隊指揮者佐野五右衛門對シテ六名ノ「レニカワン」人ノ處刑スル許可ガ与ラレ且テ當時
「レニカワン」周辺ノ「レニカワン」族ノ攻撃ヲ能ハカク急激ニ強化セシテ「レニカワン」佐野ノ之ヲ擊破スル戰
闘行動ノ環トシテ「レニカワン」人六名ノ死刑ノ處置ニ決意セシ時「レニカワン」然レモ六名ノ
「レニカワン」人ノ死刑トシテ當信兵力ノ佐野以下三名ノ「レニカワン」被告ノ知ラテ敵撃ヲ成シ戰闘
ニ參加スル精神ヲ以テ此ノ死刑執行ニ加ララセラルス依リ本件ノ佐野ノ弁護ノ折々同隊員知ラ

8

職權行為著做スル等存奉事律ハ犯罪トシ看做スル者非スト信スル者ナリ安クシテ

以上ノ見地ヲ致シテ檢事殿ノ求刑ハ被告等ノ行為ニ對シテ重キニ過ルモ其ノ無料

致シテテ、何卒判官各位ニ冤念大ニ判決ヲ賜ハシテテ、被告等ノ代リ御願ニ致ス次第

デアリマス。

長時期ニ亘リ弁護ニテ御静聴ニ煩ハシマシテテ、深ク感謝致ス。

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...